

石狩市の財政の健全度は…

地方財政健全化法について

今年6月に「地方財政健全化法」※1が成立しました。これにより、地方自治体は次の4つの指標を用いて財政状況の健全性を議会や市民に報告していくこととなります※2。

9月14日現在、計算方法が明らかになっている指標について、平成17年度決算を基に試算した結果をお知らせします。

国は今後、指標に2段階のラインを設定し、1段階目を超えた団体はイエローカードである「早期健全化団体」に、2段階目を超えるとレッドカードの「再生団体」に指定することになっています。

次の1〜3の指標によって、市は「早期健全化団体」にも「再生団体」にも移行する心配はないものと見込んでいますが、4についてはまだ情報が少ないため、あらためてお知らせする予定です。

※1 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年6月成立)
 ※2 平成19年度決算から適用

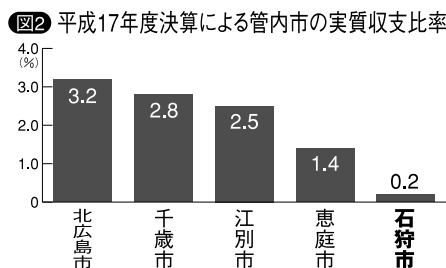
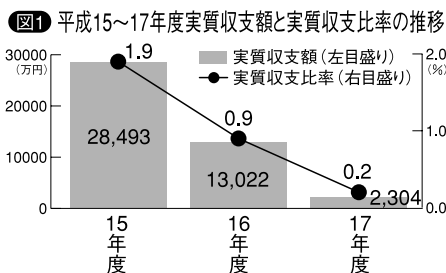
指標1 一般会計の収支をチエック 実質赤字比率

「通常の収入」※3に対する、一般会計の「赤字額」の割合を見る指標です。

黒字 0.2%

決算が赤字であれば実質収支比率もマイナスとなり、その市町村が「黒字」か「赤字」を示します。市では、預金(基金)を取り崩して収入不足を補い、赤字決算を回避していますが(図1)、比率は管内の市(札幌市を除く)で最低です(図2)。

※3 市税・普通交付税等の合計額のこと



土地開発公社の現状と今後の取り組みに向けて

公社設立の背景とこれまでの経緯

市では、昭和48年4月に土地開発公社を設立し、石狩湾新港の開発や大規模住宅団地の造成などで急速な都市化が押し寄せる中、まちの健全な発展と秩序ある整備を進めるため、公共用地の先行取得を行ってきました。

しかし、昭和50年に石狩川築堤工事に伴う居住者の移転や、新港地域の従業員住宅地としての期待から造成した八幡ニュータウンの分譲は平成3年まで長期化し、この間、10%近くに及ぶ高金利負担と販売を行った結果、完売時には、21.8億円の欠損金が生じました。さらに、その資金繰りのための借入により、二層

の金利負担が発生することになりました。

また、昭和48年には市庁舎を含む公共施設などの建設候補地として購入した志美地区や、平成元年から購入した市役所周辺の中心核形成地区などが、市街地発展動向の見込みが外れたことや、市の事業計画の見直し等により処分が進まず、民間の設備投資意欲の減退などもあつて、いわゆる塩漬け状態となつているのが現状です。

根本的解決に至らず欠損を抱える現状

土地開発公社では、平成9年度から2次にわたり「再建計画」を策定しました。この中で市は、欠損を穴埋めする補助金の投入や負債全額の無利子貸付を行うなど、バブル崩壊に伴う資産価値の減少と保有期間の長期化による金利負担を軽減するための対策を講じてきましたが、根本的な解決には至っていません。公社は現在、7地区約8.5haの土地を保有し、61億円の短期借入金がありますが、保有地をすべて簿価で処分しても11億円の借金が残り、加えて地価の下落が続く中、推定で約36億円の含み損が発生していて、全体で約47億円の欠損を抱えていると見られます。

財政局 72-3154
 zaisei@city.ishikari.hokkaido.jp

指標2

すべての会計の収支をチェック
連結実質赤字比率

6.1%

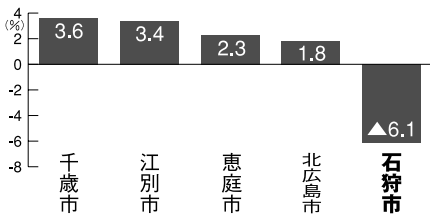
『通常の収入』に対する、すべての会計の『合計赤字額』の割合を見る指標です。『実質赤字比率』よりさらに広い視野で財政状況を示します。

市には一般会計のほか、国民健康保険や下水道などの特別会計と、水道事業を行う企業会計を合わせて12の会計があります。これらを合計し、民間企業の連結決算※4と同様に財政状況を把握するものです。

市では、国民健康保険などの特別会計が赤字決算だったことから(左表)、連結実質収支比率がマイナスとなりました。管内の他市(札幌市を除く)はプラスとなっています(図3)。

※4 親子会社を一つの会社とみなして、その会社の経営成績や財政状態を把握するもの。連結決算を行うと、親会社が子会社に赤字を押し付けて隠れていることはできない。

図3 平成17年度決算による管内市の連結実質収支比率



●主な会計の実質収支額

一般会計	2,304万円
国民健康保険事業特別会計	▲9億3,537万円
下水道事業会計	▲5,113万円

●ホームページでは、さらに詳しい財政状況を掲載しています。
<http://www.city.ishikari.hokkaido.jp/citizen/government/zaisei01806.html>

指標3

借金の実態をチェック
実質公債費比率

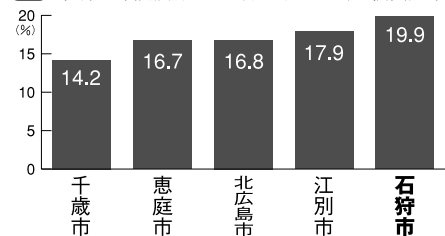
19.9%

財政力に見合った借金の状況かどうかを判断する指標です。具体的には、『借金の返済額』が『通常の収入』に対してどのくらいの割合かを見る指標です。

この比率が18%未満であれば、事前協議だけで新たな借金ができますが、石狩市は18%以上のため(図4)、北海道の許可を受けないと借入ができません。

比率の引き下げに向けて、計画的に取り組んでいます。

図4 平成17年度決算による管内市の実質公債費比率



指標4

すべての負債をチェック
将来負担比率

?%

『市の負債(借りているお金)の残高』が、『通常の収入』に対してどのくらいの割合かを見る指標です。

比率の計算方法はまだ明らかではありませんが、全会計のほか一部事務組合(石狩市負担分)の借金残高と、将来の支出をあらかじめ見込んでいる予算の合計額は、およそ71.6億円です。

なお、この比率には土地開発公社の負債(下記参照)も加えられることになっています。

次期再建計画の
取り組みに向けて

このような土地開発公社の現状を踏まえ、次期再建計画では、計画期間を平成19~28年度までの10カ年とし、もはや公社が自力で解決できない61億円の膨大な借金の対策として、次の項目を柱に公社問題の解決に向けた対策を、市が主導して講じる方向で検討しています。

【今後における市の対策】

- ①市が無利子貸付の支援を引き続き行い、保有地の簿価の上昇を抑制する
- ②市有地として利用が可能な保有地は市が計画的に購入し、当面、市による利活用が難しい保有地については、公社が積極的に短期貸付等を行う
- ③将来とも公有地として利用しない用地については、公社が民間事業者への処分を行う
- ④欠損金については、市が責任を持ち、その処理に向けて取り組む

一方、「地方財政健全化法」では、自治体財政の健全性を示す指標の一つとして、土地開発公社を含めた『将来負担比率』が導入されることになっており、今後示されるイエローカードのライン設定によっては、一般会計も巻きこんだ中で土地開発公社の

早期経営改善が迫られることも想定されるため、年内ともいわれる基準の決定を待って、次期再建計画を策定していきます。

●帳簿価格に対する実勢価格(推定)

欠損金 10億9,200万円	欠損金十含み損 合計 46億7,100万円
帳簿価格 合計 46億7,900万円	
実勢価格 11億円(推定)	

平成19年3月31日現在

●保有地の詳細

用地名	地番	取得年月日	地積(m ²)	簿価(百万円)
志美地区	志美65-2 他1筆	昭和48年9月	50,449	2,440
親船地区	親船町75-8 他1筆	平成6年7月	2,937	115
中心核形成地区	花川北7条1丁目29	平成元年7月	4,608	251
花川北4条5丁目地区	花川北4条5丁目1	平成8年3月	2,172	73
中心核形成地区	花川北7条1丁目18 他5筆	平成3年6月	13,424	822
中心核形成地区	花川北7条1丁目2 他16筆	平成9年12月	11,464	971
八幡地区	八幡4丁目41-1 他1筆	昭和50年9月	426	7
合計			85,480	4,679